



イギリス保険法(Insurance Act 2015)の制定

要旨

かねてよりイギリス議会で審議が進められていた保険法(Insurance Act 2015: 以下、2015年イギリス保険法)がイギリス議会の上下両院を通過、2015年2月12日(木)に Royal Assent(女王裁可)という手続きを経て成立しました。発効は18ヶ月後の2016年8月12日となっています。

本稿では、2015年イギリス保険法の制定経緯とその特徴、現行のイギリス海上保険法(Marine Insurance Act 1906: 以下、1906年イギリス海上保険法)との関係などについてご紹介致します。

1. 2015年イギリス保険法制定の経緯

イギリスは判例法を主体とする法体系を採用していますが、海上保険に関しては多数の判例を集大成する形で、1906年イギリス海上保険法が定められています。この法律は海上保険契約に関するルールを定めていますが、海上保険以外のものに適用される部分があることに加え、かつイギリスにおいて海上保険以外の保険に適用される包括的な適用法がなかったこともあり、広範な保険分野に適用されてきました。

ところが1906年イギリス海上保険法の制定時期が古いことや、海上保険以外にも多くの判例が積み上がって来たことを踏まえ、1980年頃から保険契約に関する一般法的な規律を制定することについて議論がなされてきました。2006年1月にイギリスの法律委員会(Law Commission)は、不実告知(misrepresentation)や、不告知(non-disclosure)、およびワランティ¹違反(breach of warranty)も見直しの範囲に含めると公表しました。

そして2012年に、消費者保険契約を対象とする法律(Consumer Insurance (Disclosure and Representations) Act 2012: 以下、2012年イギリス消費者保険法)が制定されました。今回の2015年イギリス保険法は、2012年イギリス消費者保険法と対をなすもので、事業者向けの保険契約(non-consumer insurance contract)を対象としており、本法の成立が実務に具体的にどのような修正をもたらすかに注目が集まっています。

また、1906年イギリス海上保険法は引き続き維持されますが、2015年イギリス保険法と重複または矛盾する条項は2015年イギリス保険法が上書きすることとなり、相反する判例法の法的拘束力は失われることとなります。

2. 2015年イギリス保険法のポイント

(1)告知義務(Disclosure)と、公正な情報提示・告知(Fair Presentation)

これまでの1906年イギリス海上保険法では、被保険者から保険者への情報開示は「Disclosure by Assured(1906年イギリス海上保険法 第18条)」と表現され、日本では「被保険者による告知」と解されてきました。この「Disclosure by Assured」に替わる概念として、2015年イギリス保険法では、「Duty of Fair Presentation」という表現が導入され、この義務が被保険者に課されることとなっています(2015年イギリス保険法 第3条)。

同条文によれば、被保険者は、「知っている、または当然に知っているべき一切の重要事項を保険者

¹現行の1906年イギリス海上保険法における「ワランティ」とは、被保険者から保険者に対して、特定の事実または条件が充足されることを約束するものです(1906年イギリス海上保険法 第33条第1項)。ワランティという語はイギリス法独特のものであり、日本では「担保」という訳語を使うケースがありますが、完全には一致しませんので、本稿では「ワランティ」と表記します。

に伝えねばならない」とされており、この部分においては基本的には現行の告知義務と大きく変わることはありません。しかし、過去の判例に基づいた条文も導入されており、それによれば「慎重な保険者であれば気付いたであろう注意喚起が為されていたにも関わらず、保険者が被保険者に対して追加の情報開示を求めなかった」などの場合、保険者は告知を受ける権利を放棄したものと見做される可能性が新たに生じることとなります。

(2)最大善意(Utmost good faith)

①1906年イギリス海上保険法における最大善意

1906年イギリス海上保険法の第17条では、海上保険契約は最大善意に基づくものであり、最大善意が確認できなかった場合には、保険者側からも被保険者側からも、その契約を取り消す(avoid)することが出来るとされています。つまり被保険者が最大善意に違反(breach)したと保険者が判断した場合、保険者は常に保険契約を取り消すことが認められているわけですが、一方で、被保険者側から保険契約を取り消すことは被保険者にとって現実的ではなく、被保険者に対して厳しすぎるという指摘がありました。

②2015年イギリス保険法による修正 - その1

これに対して2015年イギリス保険法では、被保険者からの公正な告知・情報提供(Fair presentation)について、修正が加えられました。まず保険者は、当該違反を知っていれば保険を引き受けていなかった、または異なる条件で引受けていたであろうことを立証しなくてはなりません。また被保険者の故意(deliberate)または無謀行為(reckless)によって公正な告知・情報提供がなされなかったと保険者によって立証された場合には、保険者は保険契約を取り消すことができ、また保険料を返還する義務もあります(第8条第2項、同第3項、同第4項、同第6項、および附則第2項(a)(b))。

③2015年イギリス保険法による修正 - その2

一方で、被保険者の故意(deliberate)または無謀行為(reckless)によって公正な告知・情報提供がなされなかったことを保険者が立証できない場合には、保険者は保険契約を取り消すことは出来ませんが、受け取った保険料は返還する必要があります。また保険の引受条件や保険金支払いについては、以下の通り定められています(附則第3項から第6項まで)

(i)保険の引受条件:仮に被保険者から最大善意に基づく告知・情報提供があれば保険者が異なる条件で引受けていたであろう場合には、当該保険契約はあたかもその異なる条件で引受けていたかのように扱われます。

(ii)保険金の削減払い:仮に被保険者から最大善意に基づく告知・情報提供があれば保険者がより高い保険料を設定していたであろう場合には、保険者はその割合に従って保険金を削減して支払うことができます。

④2015年イギリス保険法による修正 - その3

これらに関連し、2015年イギリス保険法では、現行法である1906年イギリス海上保険法の下で認められている「最大善意に違反した場合には、保険者は保険契約を取り消すことが出来る」という原則を廃止することとしました(第14条第1項)。一方で、「最大善意の原則」という考え方そのものは廃止されず、法解釈の際には原則として考慮されることになる、と考えられています。

(3)ワランティ(担保)について

①現行法におけるワランティ

脚注1の通り、現行の1906年イギリス海上保険法における「ワランティ」とは、被保険者から保険者に対して、特定の事実または条件が充足されることを約束するものです(1906年イギリス海上保険法第33条第1項)。ワランティの形式は明示・黙示の双方の形式がありますが、当該ワランティが正確に充足されていない場合には、保険者はワランティ違反の日から保険金支払いの責任を免れます(1906年イギリス

ス海上保険法 第 33 条第 2 項、第 3 項)。

②2015 年イギリス保険法におけるワランティ

2015 年イギリス保険法ではまず、「ワランティ違反(breach of warranty)が生じた場合、違反が生じた日から保険金支払いの責任を免れる」、という現行法に関連するあらゆる法的ルール(1906 年イギリス海上保険法に限らない)は、全て廃止されます(第 10 条第 1 項)。

その上で、ワランティ違反の発生から当該違反が修復(remedy)されるまでに発生した損害については、保険者は保険金支払いの義務を免れます(第 10 条第 2 項)。

一方で、「ワランティ違反が発生した後、ワランティ違反が修復されていれば、保険者は保険金支払い義務がある」ということになり、被保険者にはワランティ違反の修復が認められています。これは正に、今までの議論を受けて大きく修正されたポイントと言えます。

(4)詐欺的な保険金請求(Fraudulent claims)について

現行法の下では、「詐欺的な保険金請求」について保険者が救済されるかどうか明確な定めがなかったため、2015 年イギリス保険法では明確に定められました。

具体的には、被保険者が詐欺的な保険金請求を行った場合は、保険者は保険金支払いの義務を免れます。仮に保険金の支払いが既になされていた場合は、保険者は被保険者からその額を回収でき、加えて、保険者は詐欺的な保険金請求がなされた時点から当該保険契約を終了したものと扱うことができます(第 12 条第 1 項)。

また契約が終了したものと取り扱う場合には、保険者は、詐欺的な保険金請求がなされた後の一切の保険金支払いを拒否することができ、既に受け取った保険料を返還する義務もないとされています。但し、当該請求がなされる前に発生した損害については、(終了したものと扱っていても)保険金支払い義務を負うこととなります(第 12 条第 2 項)。

(5)個別契約での対処の可否 - 強行規定か任意規定か

2015 年イギリス保険法の第 15 条および第 16 条では、個別契約において当該法とは異なる合意が可能かどうか、つまり強行規定か任意規定か、ということが規定されています。そのうち事業者向け保険に関しては、本法第 9 条(Warranties and representations)を除いて、全て任意規定とされています。つまり個別に当事者間の合意があれば、当該契約で変更可能ということです(第 16 条第 1 項、第 2 項)。

但し、本法より不利な条件を保険者が被保険者に課す場合には、被保険者に対して必要な注意喚起を行わねばならず、また提示される不利な条件は、明確かつ明瞭な形で示されねばならないとされています(第 17 条第 2 項、第 3 項)。

3. まとめ

全体としては、「最大善意の原則」は維持されましたが、従来より議論のあった「ワランティ違反があった際に、常に保険者は契約の取消が可能(保険料も返還する必要がない)」というルールが廃止され、また「公正な告知・情報提供義務」も、違反時に被保険者に故意・重過失が認められなければ被保険者は保険金を受け取る余地が残されるなど、概ね契約者(被保険者)保護の方向が打ち出されています。

これら以外にも、イギリス法律委員会の議会への答申段階では、「Late Payment」という項目が検討されていました。これは保険者にスムーズな保険金支払いを促すため「合理的な期間内における保険金の支払い」を法律上明記しようというものでした。今回の 2015 年イギリス保険法の法案からは外れましたが、別途検討が続いているとされており、引き続き注意を払っていく必要があると考えております。

以上